高浜発電所安全審査資料
資料 1-2
2020 年 12 月 24 日

高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（１号、２号、３号及び４号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第２号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について

２０２０年１２月

関西電力株式会社

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開できません。

審　査　事　項	適　合　性	原子炉設置変更許可申請書等
原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る）について その者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があること。	(ｲ) 今回の原子炉施設の変更に係る ・燃料取替用水タンク屋根板溶接等に係る工事（１号、２号、３号及び４号）に要する資金は、合計約 1.6 億円である。 (ﾛ) 工事資金の調達計画としては、自己資金、社債及び借入金により調達した。	○添付書類三 1. 変更の工事に要する資金の額 本変更に係る燃料取替用水タンク屋根板溶接等に係る工事（１号、２号、３号及び４号）に要する資金は、合計約 1.6 億円である。 2. 変更の工事に要する資金の調達計画 変更の工事に要する資金については、自己資金、社債及び借入金により調達した。 ・資料１（変更の工事に要する資金の額並びに資金調達実績及び計画）

【補足説明資料】

資料１　変更の工事に要する資金の額並びに資金調達実績及び計画

資料１

変更の工事に要する資金の額並びに資金調達実績及び計画

１．変更の工事に要する資金の額

今回の原子炉施設の変更に要する資金は、約 1.6 億円である。

工事件名	工事資金
燃料取替用水タンク屋根板溶接等に係る工事（１号、２号、３号及び４号炉）	

２．資金調達実績及び計画

工事資金の調達計画としては、自己資金、社債及び借入金により調達した。

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開できません。

工 事 計 画

年 / 項目 / 月	2019									2020		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
燃料取替用水タンク屋根板溶接等に係る工事（１号、２号、３号及び４号）			△ 着工	―	―	―	―	―	―	―	△ 竣工	